

上越市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月24日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市規則第44号

上越市公印規則の一部を改正する規則

上越市公印規則（昭和47年上越市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表(2)の表上越市長の項中「住民基本台帳カード、個人番号カード、在留カード及び特別永住者証明書追記用」を「個人番号カード、特定在留カード及び特定特別永住者証明書追記用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。